

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 第1回小委員会 会議次第

令和4年10月26日
午後6時開会 / オンライン開催

1 開会

2 小委員会委員の紹介【資料 2】

3 議事

- ・ 諮問第994号：個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について【資料 3】

(1) 報告事項

- ・ 世田谷区個人情報保護条例の全部改正（素案）及び区民等からの意見について【資料 4】

(2) 審議事項

小委員会のスケジュール（案）【資料 5】

条例要配慮個人情報の制定（案）【資料 6】

死者の情報に関する開示請求基準（たたき台）【資料 7】

改正法の安全管理措置に関する基準関係【資料 8】

4 閉会

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
小委員会委員名簿

令和4年10月26日

| 氏名 | 役職・所属団体等 | 備考 |
|-------|-------------------------|-----|
| 青木 秀憲 | 国士舘大学法学部・ 大学院法学研究科教授 | 委員長 |
| 山田 健太 | 専修大学文学部 ジャーナリズム学科教授 | |
| 土田 伸也 | 中央大学法科大学院教授 | |
| 高山 梢 | 弁 護 士 | |
| 山辺 直義 | 弁 護 士 | |
| 中村 董美 | 世田谷地区労働組合協議会 | |

(以上、敬称略)



資料 3

諮問第994号
令和4年10月18日世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様世田谷区長
保坂展人

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について

諮問理由

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方については、本年7月に世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の答申として、新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」など、貴重なご意見を取りまとめていただき深く感謝申し上げます。

区としては、答申の内容を踏まえ、本年9月に世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）の全部改正（素案）として取りまとめ、パブリックコメントを実施したところです。現在、区民から寄せられた意見に対する区の考え方を整理するとともに、改正条例（案）の取りまとめに向けて具体的な運用等の詳細な検討を行っているところです。

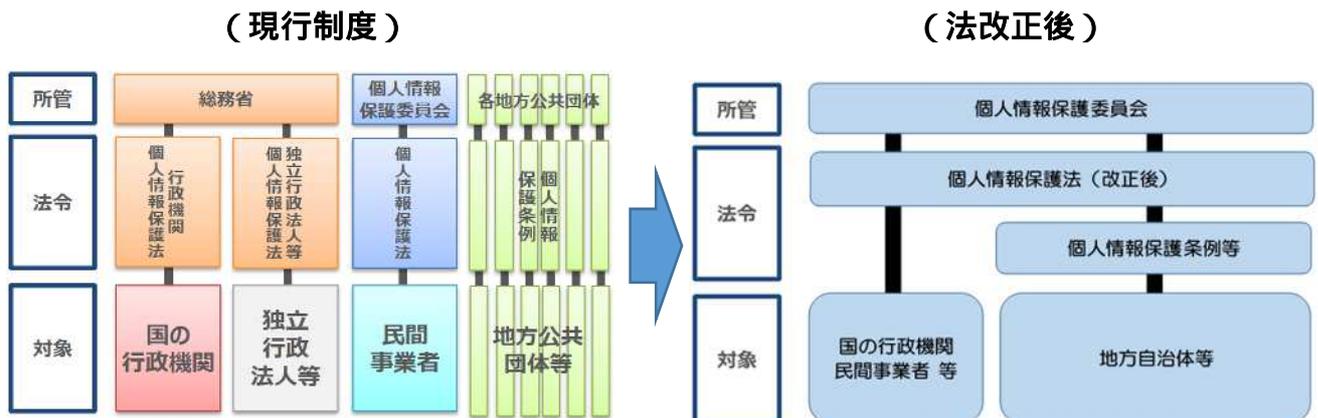
つきましては、令和5年4月1日の改正法及び改正条例の施行に向けて、区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等を制定する必要があることから、審議会の意見を聴くものです。

世田谷区個人情報保護条例の全部改正（素案）について

1 主旨

世田谷区では、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、個人情報の適正な取扱いや区民の自己に関する個人情報の開示・訂正等を求める権利の保障に取り組んできたところだが、個人情報保護法（以下「法」という。）が改正され、これまで地方自治体がそれぞれ独自に取り組んできた個人情報保護の取組みは、国が定める全国共通のルールのもとに行うこととなった。

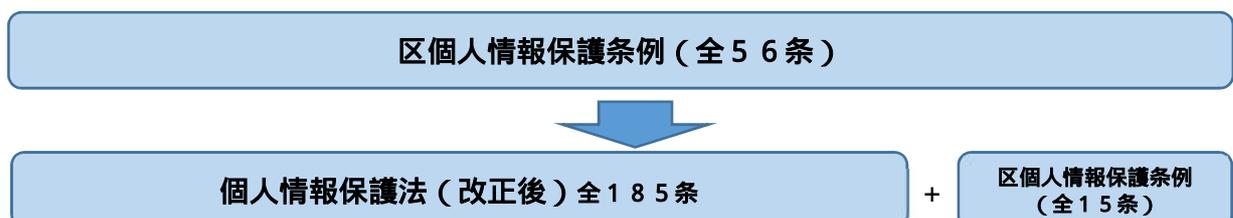
法改正により、条例は大幅な見直しを行う必要を生じたものであるが、見直しに際しては、法改正の趣旨を踏まえつつも、これまでの区の積み重ねてきた独自の取組みを可能な限り活かす方策を検討してきたところであり、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の答申も踏まえ、条例の全部改正（素案）として取りまとめたので報告する。



2 条例（素案）の内容

(1) 条例（素案）のスタイル

現在は、区独自の制度として様々な事項を網羅する全56条から成る条例を定めているが、法改正により、区の個人情報保護制度の大半は法が定めるところとなる。これにより、改正後の条例では、法において条例で定めるとされている事項（例：開示請求に係る手数料等）のほか、法に抵触しない範囲において条例で定めることが可能な事項について定めることになる。結果、条例（素案）は全15条となっている。



(2) 条例改正の基本方針

区がこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保護施策を維持・発展させる制度設計に努める。

区が扱う個人情報は、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努める。

行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度は有効であり、審議会を個人情報保護制度の運用に引き続き十分に活用する。

(3) 条例改正の主なポイント

審議会への意見聴取等

【個人情報保護法】

国は、法及び国が設置する個人情報保護委員会が策定するガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の適切な管理が担保されることから、自治体が設置する審議会等に個別事案の審議を諮問することは許容されないとの見解を示している。

法第129条は、個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等に諮問することができる規定しているが、国は、この「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やそのあり方について、例えばサーバーセキュリティに関する知見などを有する者の意見を踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合などであり、個別事案に関するものではないとされている。

【区としての対応】(次ページのイメージ図及び管理体制(案)参照)

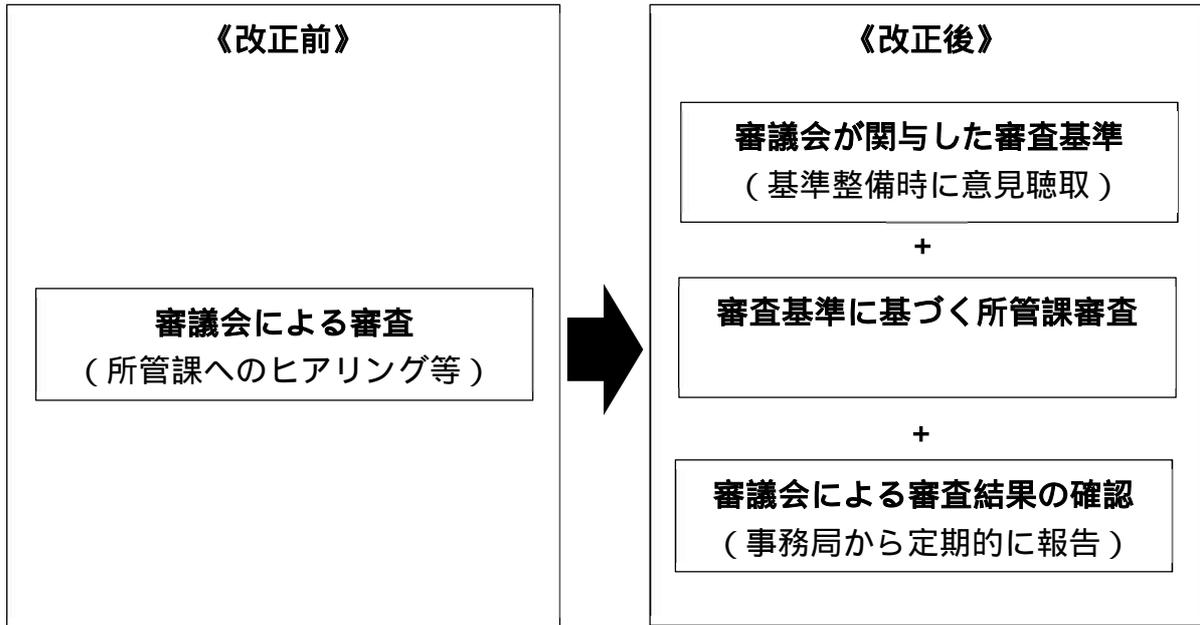
法第66条の安全管理措置を行うため審議会から意見を聴取し、運用ルールに基づく細則(審査基準)を策定し、各所管課は事業実施の際に事前チェックを行う。

外部委託、外部提供(注1)、目的外利用(注2)等を行った案件のうち、要配慮個人情報(病歴、犯罪経歴、身体障害・知的障害・精神障害等)を含むものは、事務局(区政情報課)が審議会に事後報告を行う。そのうち、審議会が必要と認めた場合には、所管課に説明を求めることができる。

運用ルールに基づく細則(審査基準)に基づく事前チェックが適切に行われているかなどを確認するため、新たに監査体制を構築する。

(注1)(注2) 法では「法令に定める場合」や「本人同意がある場合」は、外部提供や目的外利用が認められており、審議会への事後報告も「法令に定める場合」や「本人同意がある場合」は対象外とする。

新たな個人情報保護条例における審議会の関与等（イメージ）



新たな個人情報保護管理体制（案）

| 名称 | 説明 |
|-------------------------|---|
| 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（審議会） | <p>審議会条例に基づく区長の附属機関として、<u>専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、今後とも審議会から意見を聴く。</u></p> <p>（例）区が事業を実施する際の運用ルールの細則（審査基準）を策定するときなど。</p> <p>また、外部委託、外部提供(注1)、目的外利用(注2)等を行った案件のうち、要配慮個人情報(病歴、犯罪経歴、身体障害・知的障害・精神障害等)を含むものは、事務局(区政情報課)が審議会に事後報告を行う。そのうち、審議会が必要と認めた場合には、所管課に説明を求めることができる。 (注1)(注2)は前ページ最下部記載</p> |
| 総括個人情報保護管理者 (副区長) | <p>総括個人情報保護管理者は、区長を補佐し、保有個人情報の適切な管理及び安全保護の内部管理に関する事務を総括する任に当たる。</p> |
| 個人情報保護管理者 (各課長) | <p>現行条例における「個人情報保護管理責任者」の位置付けとして、個人情報を取り扱う各所管課に個人情報の適切な管理及び安全保護を確保する任に当たる。また、個人情報保護管理者を補佐する個人情報保護担当者を設け適切な事務を推進する。</p> |
| 個人情報保護監査責任者 (総務部長) | <p>個人情報保護監査責任者を1名置くこととし、内部監査等を担当し、個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 個人情報保護管理委員会 | <p>総括個人情報保護管理者は、個人情報の管理に係る重要事項の決定や連絡・調整を行うため必要があるときは、関係職員を構成員とする個人情報保護管理委員会を定期的に又は随時に開催する。</p> <p>個人情報保護管理委員会の役割については、次のとおりとする。</p> <p>個別事案の確認は、運用ルールに基づく細則（審査基準）に基づき個人情報保護管理者（各所管課長）が実施し、基準に適合している旨を区政情報課長あて報告する。区政情報課長は、各個別事案の内容等を集約し個人情報保護管理委員会に報告するとともに、審議会に定期的に報告する。</p> <p>個人情報保護監査責任者による監査結果の報告を受け、個人情報保護の取組み状況全般を確認する。</p> <p>各実施機関及び関係各課と適宜情報共有を図る。</p> |
|-------------|--|

区議会の取扱い

【個人情報保護法】

国は、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容を含め、その自律的な対応に委ねるべきとし、個人情報保護法は議会には適用されない。

【区としての対応】

区においても、区議会は条例の対象外とする。

なお、全国各自治体の議会では、議会のみを対象とした独自条例を整備する動きが進められている。

その他

| | |
|----------------|---|
| 開示請求に係る手数料 | 法では条例で規定することにより手数料を徴収することができるが、従来どおり「無料」とし、写しの交付に要する費用のみ求めることとする。 |
| 開示等請求から決定までの期間 | <p>訂正請求・利用停止請求については、決定までの期限を現行条例より一部短縮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法 開示・訂正・利用停止 30日以内 ・現行条例 開示 15日以内 <li style="padding-left: 2em;">訂正・利用停止 20日以内 ・改正条例 開示・訂正・利用停止 15日以内 |
| 個人情報に関する帳簿の取扱い | 法は、個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けるとともに、条例で定めるところにより個人情報ファイル簿以外の帳簿を作成・公表することができるとしている。 |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>区では現在5種類の帳簿を作成しているが、これまでの個人情報ファイル票を発展させる形で個人情報ファイル簿を作成・公表することとし、個人情報ファイル簿以外の帳簿を作成する旨の規定は置かないこととする。なお、改正法では、作成・公表義務の対象ではない取扱人数「1,000人未満」の個人情報ファイル簿についても区は対象とすることとし、作成・公表していく。</p> |
| 行政機関等匿名加工情報制度の取扱い | <p>法では、特定の個人を識別することができないように加工した個人情報を事業者の求めに応じて作成し手数料を徴収する「行政機関等匿名加工情報制度」が定められている。</p> <p>区は、令和5年4月の導入は見送り、導入が義務付けられた都道府県・政令指定都市の状況を踏まえて、今後の導入を検討することとする。</p> |
| 条例要配慮個人情報 | <p>法では、地域の特性その他の事情に応じて取扱いに特に配慮を要する個人情報を「条例要配慮個人情報」として定めることができるとしているが、具体的な想定事項がないことから現時点では規定を置かないこととする。</p> |

(4) 条例(素案)

別紙1のとおり

(5) 審議会答申

別紙2のとおり

3 個人情報保護条例の改正に伴う関連条例の改正

(1) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例

個人情報保護条例の改正に伴い、審議会の所掌事項に関する規定を改正する。

(2) 世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例

個人情報保護条例の改正に伴い、審査会の設置目的に関する規定を改正する。

4 今後の主なスケジュール(予定)

| | | |
|------|----|----------------------------|
| 令和4年 | 9月 | 区民意見募集(全部改正条例(素案)) |
| 令和5年 | 2月 | 企画総務常任委員会(区民意見募集の結果、条例(案)) |
| | | 令和5年第1回区議会定例会(全部改正条例(案)) |
| | 4月 | 改正条例の施行 |

世田谷区個人情報保護条例(素案)

| 世田谷区個人情報保護条例(素案) | 説明 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、区における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。</p> | <p>新たな条例は、次の2点を定めることを目的とする。</p> <p>法の規定に基づき条例で定めるべきとされた事項</p> <p>法の範囲内で区が独自に定める個人情報保護に関する事項</p> |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。</p> | <p>法が議会組織を適用対象外としているため、条例でも実施機関の範囲から「議会」を除外している。全国的にも議会のみを対象とした個別の条例を整備する動きとなっている。</p> <p>条例で用いる用語は、法との整合性を図り疑義を生じないように法・政令で用いている用語をそのまま用いる。</p> |
| <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たっては、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関は、法第66条に規定する措置を行うため、規則で定めるところにより必要な基準を整備しなければならない。</p> | <p>実施機関の責務を改めて規定する(職員の情報等の遵守義務については、法に定めがあるため条例では規定しない。)</p> <p>個人情報の安全管理措置を行うために必要な措置基準を整備する。</p> |

| 世田谷区個人情報保護条例（素案） | 説明 |
|--|---|
| <p>（情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取等）</p> <p>第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成4年3月世田谷区条例第3号）第1条に規定する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>（1）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</p> <p>（2）前条第2項に規定する基準を整備し、又は改廃しようとする場合</p> <p>（3）前2号のほか、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、審議会に報告するものとする。</p> <p>（1）規則で定める法第66条に規定する措置の状況その他実施機関の個人情報保護に関する取組を行った場合</p> <p>（2）法第68条の規定により個人情報保護委員会に保有個人情報の漏えい等について報告した場合</p> | <p>審議会への諮問事項・報告事項を規定する。</p> <p>条例の改正・廃止（諮問）</p> <p>個人情報の安全措置基準の制定・改廃（諮問）</p> <p>個人情報の運用上の細則の制定（諮問）</p> <p>個人情報の安全措置の実施状況（報告）</p> <p>法第68条に該当する個人情報の漏えい事案（報告）</p> |
| <p>（総括個人情報保護管理者の設置等）</p> <p>第5条 区の個人情報の適正な管理及び安全保護を総括するため、総括個人情報保護管理者を置く。</p> <p>2 総括個人情報保護管理者は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、職員の研修等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。</p> <p>4 区の個人情報の管理の状況について監査するため、個人情報保護監査責任者を置く。</p> | <p>より組織的な体制として、実務上の最高責任者として総括個人情報保護管理者を設置する。（副区長）</p> <p>個人情報保護のため、職員の意識を高める職員研修等を総括個人情報保護管理者が実施することを規定する。（各課長）</p> <p>新たに個人情報保護監査責任者を置き、区の個人情報の管理状況の詳細について監査を行う。（総務部長）</p> |

| 世田谷区個人情報保護条例（素案） | 説明 |
|---|----------------------------------|
| <p>（開示請求の手續）</p> <p>第6条 法第76条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。</p> | <p>開示請求手續は、現行条例と変更なし。</p> |
| <p>（開示決定等の期限）</p> <p>第7条 開示請求に対する決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）本項を適用する旨及びその理由</p> <p>（2）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> | <p>開示決定等の期限は、現行条例と変更なし。</p> |
| <p>（開示請求に係る手数料及び費用負担）</p> <p>第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。</p> <p>2 保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>3 前項の費用については、区長が別に定める。</p> | <p>手数料及び費用負担については、現行条例と変更なし。</p> |

| 世田谷区個人情報保護条例（素案） | 説明 |
|---|--|
| <p>（訂正請求の手續）</p> <p>第9条 法第90条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。</p> | <p>訂正請求手續は、現行条例と変更なし。</p> |
| <p>（訂正決定等の期限）</p> <p>第10条 訂正請求に対する決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）本項を適用する旨及びその理由</p> <p>（2）訂正決定等をする期限</p> | <p>訂正決定等までの期間を短縮する。</p> <p>20日以内 15日以内</p> |
| <p>（利用停止請求の手續）</p> <p>第11条 法第98条の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。</p> | <p>利用停止請求手續は、現行条例と変更なし。</p> |

| 世田谷区個人情報保護条例（素案） | 説明 |
|--|--|
| <p>（利用停止決定等の期限）</p> <p>第12条 利用停止請求に対する決定等は、利用停止請求があった日から15日以内になければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）本項を適用する旨及びその理由</p> <p>（2）利用停止決定等をする期限</p> | <p>利用停止決定等までの期間を短縮する。</p> <p>20日以内 15日以内</p> |
| <p>（実施状況の公表）</p> <p>第13条 区長は、毎年1回、実施機関による保有個人情報の管理等の状況を取りまとめ、公表しなければならない。</p> | <p>実施状況の公表については、現行条例と変更なし。</p> |
| <p>（国等への要請）</p> <p>第14条 区長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、個人情報保護委員会、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。</p> | <p>国等への要請については、現行条例と変更なし。</p> |
| <p>（委任）</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>必要な事項は、規則で定める。</p> |
| <p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> | |

資料 4 (別紙2)

令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における
個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について

答 申

(令和4年7月)

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会

はじめに

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正されました。これは、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方自治体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化とするものです。

この法改正により、世田谷区を含む全国の地方自治体に影響を及ぼす部分については、令和5年4月1日に施行されることとなっています。そして、これを受け、世田谷区を含む全国の地方自治体は、各々運用してきた個人情報保護制度を大きく転換する必要に迫られています。

このような中、令和4年2月10日に世田谷区長から世田谷区情報公開・個人情報保護審議会に対して、「令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について」諮問されました。審議会では、小委員会を組織し検討を重ね、令和4年5月31日に報告書を取りまとめました。その小委員会報告書に基づき、改めて審議会において議論し、今般、答申として取りまとめたところです。

審議会としては、この法改正の趣旨を踏まえたうえで、国の制度に先駆け世田谷区が個人情報保護制度を構築し、一貫して区民の個人情報保護のために多くのことを積み上げてきた知見と実績を大切に、今後も継続・発展させていくことが、必要不可欠であると考えています。本答申では最初に、条例改正に向けての審議会の基本方針を掲げています。この方針は、審議会として個別検討項目への対応を考えるうえでの基本的な考え方ではありますが、今後、世田谷区が具体的な条例改正作業を行ううえでも、是非とも同様の方針をご確認いただき、臨まれることを強く期待するものでもあります。

本答申をもとに世田谷区個人情報保護条例が改正され、それに基づく新たな個人情報保護制度が運用されることにより、世田谷区の個人情報保護制度がより充実したものとなることを望みます。

令和4年7月8日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会

会 長 山 田 健 太

目 次

| | | |
|-----|--|----|
| 1 | 新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」 | 1 |
| 2 | 保有個人情報等の開示、訂正、利用停止 | |
| | (1) 手数料 | 1 |
| | (2) 処理期間 | 2 |
| | (3) 不開示範囲の調整 | 2 |
| | (4) 請求権者(任意代理人の取扱い) | 3 |
| | (5) 死者に関する個人情報の取扱い | 3 |
| 3 | 行政機関等匿名加工情報の提供 | 4 |
| 4 | 定義(条例要配慮個人情報) | 4 |
| 5 | 個人情報業務登録簿等の作成・公表 | 5 |
| 6 | 審議会への諮問 | 6 |
| 7 | 区議会の取扱い | 7 |
| 参考1 | 諮問文(令和4年2月10日付) 「令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について」 | 8 |
| 参考2 | 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿 | 9 |
| 参考3 | 小委員会の審議経過 | 10 |

1 新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）としては、以下のとおり、令和5年4月1日以降の世田谷区の新たな個人情報保護制度を構築するうえで考慮すべき、3つの基本方針を定めた。

この基本方針を踏まえ、世田谷区として、新たな個人情報保護制度を構築することを求めるものである。

- 1 世田谷区はこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保護施策を維持・発展させるよう努めること。
- 2 区が扱う個人情報は、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努めること。
- 3 行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度が有効であることを確認し、情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこと。

2 保有個人情報等の開示、訂正、利用停止

(1) 手数料

世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、第46条第1項で開示等請求に係る費用（手数料）を無料とすることを定め、第2項で作成及び送付に要する費用の実費負担、第3項で第2項の定める実費負担を区長が別に定める旨規定している。これを受け、実費負担については、「世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例及び世田谷区行政不服審査会、行政不服審査における費用負担に関する条例及び世田谷区公文書管理条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示」で詳細を定め、現在運用されている。

一方、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）では、第89条第1項で、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納める旨規定し、第2項で、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手

数料を納めなければならない旨規定している。

審議会としては、基本方針の1に従い、条例の規定と同様に保護施策を「維持」し、手数料を「無料」とすることが相当である。

(2) 処理期間

条例では、「開示決定」の期限を原則15日以内、「訂正決定」の期限を原則20日以内及び「利用中止決定」の期限を原則20日以内と定めている。

一方、改正法では、「開示決定」の期限を原則30日以内、「訂正決定」の期限を原則30日以内、「利用停止決定」の期限を原則30日以内と定めている。また、改正法第108条では、開示等請求の手続等について、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない旨規定している。

審議会としては、原則として、条例と同様の運用とすることに賛同する。しかしながら、「訂正決定」及び「利用停止決定」については、基本方針の1に従い、保護施策を「発展」させるため、「訂正決定」及び「利用停止決定」の期限を「開示決定」の期限と同様に、実務上支障がない限り、原則15日以内に短縮させることを要望する。

(3) 不開示範囲の調整

条例では、第21条で原則開示を定め、同条各号に規定する非開示事由に該当する場合は、例外的に非開示としている。

一方、改正法では、第78条第1項で原則開示を定め、同条各号に規定する不開示事由に該当する場合は、例外的に不開示としている。そして、同条第2項で調整規定(改正法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外することが可能であること。また、情報公開法が定める不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例で開示しないこととされるもののうち、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることが可能であること。)をおいている。

審議会としては、情報公開条例の非開示情報と改正法の不開示情報において、表現上の相違点は見受けられるものの、実質的な観点で相違するものは見受けられないことから、新たな条例での調整規定は不要であると考えている。

(4) 請求権者（任意代理人の取扱い）

条例では、本人以外の開示等請求について、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のみが本人に代わって開示等請求をすることができる旨を規定しており、「任意代理人」の請求を認めていない。

一方、改正法では、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示等請求をすることができる旨を規定し、「任意代理人」の請求を可能としている。

審議会としては、改正法における開示等請求権者である「任意代理人」による請求にあたっては、「任意代理人」の本人確認はもとより、請求者本人の意思確認を適正・厳重に行ったうえで、国から示されたなりすまし防止策等を積極的に講じる等、引き続き、個人情報の保護に努めるべきであると考え。そして、可能な限り、具体的な運用基準を早期に策定し、保護の観点から現場に即した運用に努めることを期待する。

(5) 死者に関する個人情報の取扱い

条例も改正法も「個人情報」は、生存する個人に関する情報であり、死者の個人情報は含まれない。さらに、改正法では、新条例に個人情報の定義として死者に関する情報を含める規定を設けることは許容されていない。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存個人に関する情報として改正法の保護対象となるとする一方で、死者に関する情報の取扱いについて個人情報保護制度とは別の制度として条例を定めることは妨げられていない。

審議会としては、個人情報保護制度とは別の制度としての条例制定は求めないが、条例の運用と同様に内部管理規定により適切な運用を行うべきであると考え。

また、条例における運用としての「死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準」は、国がガイドライン等で示している死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合と同じ主旨と考えられる。今後、現行の開示対象等が区民にとって後退することがないように、死者に関する取扱い基準を内部管理規定として制定することが相当である。なお、

改正法では対応できない死者の個人情報について、必要に応じて区の情報提供制度の枠組みの中に組み込むなどの検討を行うことも考えられる。

3 行政機関等匿名加工情報の提供

条例では、匿名加工情報に関する規定は存在しない。

一方、改正法では、第109条以下で行政機関等匿名加工情報に関する規定が定められたものの、改正法附則第7条により、当分の間は、都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとなり、それ以外の地方自治体の当該情報の提供に係る制度の導入は、任意事項となった。

審議会としては、基本方針の2に従い、区民が情報主体であるという点を十分意識して、極めて慎重に検討していく必要があると考えるため、令和5年4月1日の導入は見送ることとすることが相当である。なお、今後、当該制度を導入する場合には、審議会に対し事前に諮問することが望ましい。

4 定義（条例要配慮個人情報）

条例では、条例要配慮個人情報の定義規定はないものの、第7条で「収集禁止事項」を定め、原則として当該事項の収集を禁止し、例外的に審議会の意見を聴いて必要があると認める場合等に収集することを可能としている。

一方、改正法では、第2条第3項で「要配慮個人情報」（人種、信条、社会的身分等）を定めている。また、第60条第5項で「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」（いわゆる「条例要配慮個人情報」）を定め、「要配慮個人情報」に該当しない「条例要配慮個人情報」を条例で定めることができる旨を規定している。

審議会としては、DV等の情報は、個人に対し心身・生活の危険が生じていることに伴い保有する情報であって、区においては、過去に漏洩事故により当該区民に損害を生じさせてしまった事例もあることから、その取扱いにおいて特に配慮を要すると考えるのが妥当であると思料する。

しかしながら、条例要配慮個人情報を規定するにあたっては、改正法の規定のとおり、「地域特性その他の事情に応じ」特に配慮を要するものであることが条件となるが、区において過去に漏洩事故を起こし区民に損害を生じさ

せたという事例を踏まえ、DV等の情報のような個人の心身・生活に危険が生じたことに伴い保有する情報を「その他の事情に応じ」特に配慮を要するものとすることは現時点において適当とはいえないため、今回、条例要配慮個人情報 の 制定を見送ることが相当である。

もっとも、LGBTやDV等の情報については、機微な情報に相違ないため、現場での判断で問題が生じないためにも、可能な限り具体的な内部管理規定を条例施行までに策定するなどの手当をすべきである。

5 個人情報業務登録簿等の作成・公表

条例では、第9条第1項で「業務の登録」、第5項で「個人情報登録簿の公表」に関する事項を規定している。また、条例施行規則第3条第2項で「個人情報業務登録票」及び「個人情報ファイル票」、第5条で「外部委託記録票」、第6条で「目的外利用記録票」、第7条で「外部提供記録票」の作成義務を規定している。

一方、改正法では、第75条第1項の規定により、「個人情報ファイル簿」の作成・公表義務を定めている。また、同条第5項の規定により、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成・公表することを妨げるものではない旨規定している。さらに、政令で定める個人情報ファイル簿の作成義務の対象外となる一定数の基準（1,000人未満）は、法の趣旨に反しない限り、政令で定める数未満の個人情報ファイルを作成・公表しても問題ないとしている。

これらの内容を踏まえ、審議会としては、改正法のとおり、世田谷区がこれまで作成してきた個人情報ファイル票を発展させ、個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましいと考える。なお、個人情報業務登録票、外部委託記録票、目的外利用記録票及び外部提供記録票については廃止することを了解するものであるが、今後も、これらに該当する業務において個人情報が適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築すべきである。具体的なイメージとしては、現在の審議会の諮問事項の「審議のポイント」を基本とし、改正法の趣旨と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていただきたい。

また、基本方針の3に従い、審議会機能を充実させるため、その基準の策定の際には、適切な基準となるよう審議会からの意見も十分取り入れていただきたい。

さらに、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った案件のうち、原則として一定（要配慮個人情報に係る事業）の案件は、審議会へ事後報告することとし、審議会が必要と認めた場合には、事業該当所管課から説明を聴くこととしたい。加えて、基本方針の2に従い、情報主体である区民の「自己情報コントロール権」を担保すべく、審議会へ報告した案件一覧を区のホームページで公表することを求める。

「1,000人未満」の個人情報ファイル簿の作成・公表について、情報主体である区民の自己情報コントロール権を担保し、かつ、区民の個人情報は重要であり取扱い件数による差異を設けることは適切ではないと考えるため、人数による区分を設けることなく、国が対象外とする「1,000人未満」も対象とした個人情報ファイル簿を作成・公表することとしていただきたい。

6 審議会への諮問

条例では、外部委託、外部提供、目的外利用等を行う際に、原則として各個別案件ごとに事前に審議会へ諮問し、承認され次第、区は各業務を執行している。また、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第3条では、14名以内の委員構成を定めている。

一方、改正法では、安全管理措置に関する基準が示され、これを遵守することで個人情報の適切な管理が担保されることから、各個別案件の審議会への諮問は許容されていない。また、当然のことながら、改正法では、審議会委員数等の規定はない。

審議会としては、改正法第129条において「条例で定めるところにより、・・・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」旨規定されていることから、今後も必要に応じて審議会から意見を聴き、審議会機能を担保すべきであると考えます。

次に、基本方針の3に従い、これまで審議会が担ってきた区民監視や区民監査の側面を生かし、個人情報の保護措置に係る内部管理の一環として、引き続き、個人情報が適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築すべきである。具体的には、現在の審議会の諮問事項の「審議のポイント」を基本とし、改正法の趣旨と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていくことが必要である。そして、適切な基準となるよう審議会から意見を聴いたうえで、適切な基準を策定するよう強く要望する。

また、上記5と同様に、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った一定(要配慮個人情報に係る事業)の案件については、審議会へ事後報告とされたい。加えて、各取扱いについての内部管理における考え方の策定といった、改正法第129条の規定に許容され得る範囲内で審議会に事前諮問するなど、審議会が行政監視の役割を担っていくことを確認いただきたい。

最後に、改正法の枠組みにおいて、これまで担ってきた審議会の位置づけが変容した結果、審議会の機能と役割への影響が想定されるものの、審議会の委員数・構成については、令和5年4月1日施行の時点においては現状維持とすることが相当である。その後、令和5年度以降の審議会の審議状況を踏まえ、改めて検討を行う必要がある。

7 区議会の取扱い

条例では、実施機関として、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の6機関を定めている。

一方、改正法では、地方議会は、国会と同様、法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容を含め、その自律的な対応に委ねることとしている。

審議会としては、区議会で単独で、改正法の趣旨に則った新条例を制定する方向であることを踏まえ、その考えは尊重すべきと考える。また、区議会において、改正法の規定内容を盛り込んだ区議会の新条例を制定した場合にあっても、これまでと同様に適切に個人情報を管理・運用していくべきものとする。

参考 1

諮問第 9 6 8 号
令和 4 年 2 月 1 0 日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 田 健 太 様

世田谷区長
保 坂 展 人

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

令和 3 年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について

諮問理由

世田谷区では、平成 4 年に世田谷区個人情報保護条例を制定して以来、この間、一貫して区民の個人情報の収集、管理並びに利用及び提供について、適正を期してきました。また、区民に対しては、区民の自己に関する個人情報等の開示、訂正等を求める権利を保障してきたところです。

このような中、令和 3 年 5 月 1 9 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正されました。これは、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律を 1 本の法律に統合するとともに、地方自治体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化とするものです。この法改正により地方自治体に影響を及ぼす部分については、令和 5 年 4 月 1 日に施行される予定です。

今般の法改正により、区の個人情報保護制度は大きく転換する必要に迫られることとなるが、法改正の趣旨を踏まえつつも、この間、区として区民の個人情報保護のために積み重ねてきたことを受け止め、信頼される区政の実現を図る必要があるため、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くものです。

参考2

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

| 氏名 | 現職等 | 備考 |
|--------------------|-------------------------|----------------|
| やまだ けんた 山田 健太 | 専修大学文学部 ジャーナリズム学科教授 | 会長 小委員会委員 |
| さいき ひでのり 斉木 秀憲 | 国士舘大学法学部・ 大学院法学研究科教授 | 副会長 小委員会委員長 |
| つちだ しんや 土田 伸也 | 中央大学法科大学院教授 | 小委員会委員 |
| たかやま こずえ 高山 梢 | 弁護士 | 小委員会委員 |
| やまべ なおよし 山辺 直義 | 弁護士 システム監査技術者 | 小委員会 オブザーバー |
| うえだ けいこ 上田 啓子 | 世田谷区町会総連合会 | |
| おおた まさや 太田 雅也 | 一般社団法人世田谷区医師会 | |
| あさお まもる 巨尾 衛 | 世田谷区商店街連合会 | |
| あさくら ひろみ 朝倉 宏美 | ひとえの会 | |
| ふじわら かずこ 藤原 和子 | 世田谷区民生委員児童委員協議会 | |
| よしだ しゅうへい 吉田 周平 | 元世田谷区立小学校PTA連合協議会 | |
| なかむら しげみ 中村 重美 | 世田谷地区労働組合協議会 | 小委員会委員 |
| おおしげ ふみお 大重 史朗 | 公募委員 | |
| こじま てるお 小島 昭男 | 公募委員 | |

(敬称略)

すがの のりひろ
菅野 典浩 元委員(弁護士、小委員会委員)は、第3回小委員会まで審議会に在籍し、今回の審議に加わった。

参考3 小委員会の審議経過

- (1) 第1回(令和4年3月23日(水))
- ・基本方針
 - ・開示、訂正、利用停止(手数料)
 - ・開示、訂正、利用停止(手続)
 - ・行政機関等匿名加工情報の提供
 - ・定義(条例要配慮個人情報)
- (2) 第2回(令和4年4月21日(木))
- ・前回小委員会の論点整理
 - ・開示、訂正、利用停止(不開示範囲)
 - ・個人情報業務登録簿等の作成・公表
 - ・審議会への諮問
- (3) 第3回(令和4年5月12日(木))
- ・定義(条例要配慮個人情報)(第1回からの継続審議)
 - ・開示請求、訂正請求、利用停止請求の請求権者
 - ・区議会の取扱い
 - ・小委員会報告書(たたき台)の検討

| |
|---------|
| 資料 4 関連 |
|---------|

条例改正素案に対する区民等からの主な意見項目等について

1 パブリックコメントでの区民からの主な意見項目

現在、意見項目の分類とともに意見の概要について整理をしているところであるが、主な意見項目としては、以下のようなことが寄せられた。

- (1) 個人情報保護制度における審議会の関与に関すること
- (2) 条例要配慮個人情報（LGBT等の項目）に関すること
- (3) 行政機関等匿名加工情報に関すること
- (4) 個人情報の定義及び収集・利用等に関すること
- (5) 実施機関の責務に関すること
- (6) 開示請求等に関すること
- (7) 個人情報ファイル簿に関すること
- (8) その他

2 区議会からの主な質問項目

区議会からは条例改正素案に対し、第3回定例会において複数の会派から以下のような質問があった。

- (1) 自己情報コントロール権に関してはこれまでと同様の権利が保障されているのか。
- (2) LGBTや国籍といった情報は条例要配慮個人情報として規定すべきである。
- (3) 個人情報保護の水準を守るためには庁内での審査基準とその体制をしっかりと整える必要がある。

小委員会のスケジュール（案）

| 日 時 | 主な議論内容等（予定） |
|--|---|
| <p>第1回</p> <p>令和4年10月26日（水） 18時～ （オンライン開催）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例要配慮個人情報の制定（案） ・ 死者の情報に関する開示請求基準（たたき台） |
| <p>第2回</p> <p>令和4年11月 8日（火） 10時～ （オンライン開催）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の論点整理と確認 ・ 個人情報保護管理基準（案） ・ チェックリスト（案） ・ 開示等請求手続の本人確認書類 ・ その他の論点 |
| <p>令和4年11月 9日（水） ～ 令和4年11月29日（火）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会報告書（案）の作成及び内容精査 |
| <p>令和4年11月30日（水）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会へ小委員会報告書を提出 |
| <p>令和4年12月15日（木）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会から諮問第994号に対する答申 （書面審議を想定） |

条例要配慮個人情報の制定（案）

1 主旨

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会でもお示ししたとおり、区では、全所属に対して条例要配慮個人情報の該当性調査を行った結果、該当性がありませんでした。このことを踏まえ、同審議会でご議論をいただき、参考資料1のとおり、答申をいただいたところです。

しかしながら、その後、区議会やパブリックコメントにおいて、LGBTや国籍といった個人情報を条例要配慮個人情報として制定すべきとのご意見をいただいたところでございます。

その後、国の個人情報保護委員会に、当区の立法措置としては、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下「多様性条例」という。）（別紙1）があり、LGBTや国籍といった個人情報を条例要配慮個人情報に制定できるか否か照会したところ、参考資料2のとおり同委員会から、一定程度の情報を条例要配慮個人情報に制定することも妨げられない旨の回答がございました。

このことから、区としましては、改正個人情報の保護に関する法律第60条第5項に基づき、以下の個人情報を条例要配慮個人情報として制定することを改めて検討しております。

2 条例要配慮個人情報（案）

- (1) 国籍（注1）
- (2) 性的マイノリティ関係
- (3) ドメスティック・バイオレンス関係（注2）

（注1）多様性条例では、国籍、民族等との項目を対象としているが、民族については、改正法の要配慮個人情報である「人種」として対象とされていることから、条例要配慮個人情報の対象は国籍のみとする。

（注2）「ドメスティック・バイオレンス」に関する情報は、「犯罪により害を被った事実」（刑事事件に関する手続に着手されたもの）として改正法の要配慮個人情報に該当する場合があると個人情報保護委員会は説明している。したがって、条例要配慮個人情報としては、ドメスティック・バイオレンスに関して支援措置など区民等から区への要請があり、区が情報を保有する場合を対象とする。

【参考】改正個人情報の保護に関する法律第60条（抜粋）

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

| |
|---------------|
| 資料 6 (参考資料 1) |
|---------------|

情報公開・個人情報保護審議会答申（抜粋）

4 定義（条例要配慮個人情報）

条例では、条例要配慮個人情報の定義規定はないものの、第7条で「収集禁止事項」を定め、原則として当該事項の収集を禁止し、例外的に審議会の意見を聴いて必要があると認める場合等に収集することを可能としている。

一方、改正法では、第2条第3項で「要配慮個人情報」（人種、信条、社会的身分等）を定めている。また、第60条第5項で「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」（いわゆる「条例要配慮個人情報」）を定め、「要配慮個人情報」に該当しない「条例要配慮個人情報」を条例で定めることができる旨を規定している。

審議会としては、DV等の情報は、個人に対し心身・生活の危険が生じていることに伴い保有する情報であって、区においては、過去に漏洩事故により当該区民に損害を生じさせてしまった事例もあることから、その取扱いにおいて特に配慮を要するというのが妥当であると思料する。

しかしながら、条例要配慮個人情報を規定するにあたっては、改正法の規定のとおり、「地域特性その他の事情に応じ」特に配慮を要するものであることが条件となるが、区において過去に漏洩事故を起こし区民に損害を生じさせたという事例を踏まえ、DV等の情報のような個人の心身・生活に危険が生じたことに伴い保有する情報を「その他の事情に応じ」特に配慮を要するものとすることは現時点において適当とはいえないため、今回、条例要配慮個人情報の制定を見送ることが相当である。

もっとも、LGBTやDV等の情報については、機微な情報に相違ないため、現場での判断で問題が生じないためにも、可能な限り具体的な内部管理規定を条例施行までに策定するなどの手当をすべきである。

資料 6 (参考資料 2)

個人情報保護委員会への照会及び回答 (抜粋)

(1) 条例要配慮個人情報の制定の可否

当区では、改正個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」という。)第60条第5項の規定に基づき、条例要配慮個人情報を制定することについて検討を進めております。当区の立法措置としては、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」(以下「多様性条例」という。)(別紙1)があり、平成30年4月1日から施行しております。多様性条例第2条第6号では、「性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々…」の旨を規定しております。

また、当区において内部規程ではございますが、多様性条例第8条第1項第5号の規定を受けた「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」(別紙2)を規定し、当区の人権部門でパートナーシップ宣誓に関する事務も行っております。

このような当区の立法措置及び現場の運用状況を踏まえ、多様性条例の「性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々」の個人情報について、当区の自治体判断で条例要配慮個人情報とすることについて問題はありますでしょうか。

さらに、多様性条例では、「国籍」、「ドメスティック・バイオレンス」等についても言及があることから、これらの情報についても当区の自治体判断で条例要配慮個人情報とすることについて問題はありますでしょうか。

仮に、自治体判断で問題がない場合には、当区の施行条例を受けた施行規則に、改正法施行令及び改正法施行規則ほどの詳細の内容の規定をもつことの必要不可欠性について、ご教示のほどお願いいたします。

回答

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいいます(法第60条第5項)。地方公共団体において条例要配慮個人情報に係る記述等を定める場合には、当該記述等について、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要することが必要であるところ、これを裏付ける具体的な立法事実や立法事実を照らして過不足のない規定ぶりについて御検討いただく必要があります。

その上で、「性自認・性的指向」に関する事項については、我が国において、現在広く議論が行われていると承知しており、こうした議論の推移や社会的影響を検討する必要があると考えられますが、貴区においては、「多様性条例」や「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、こうした政策を展開しており、上記「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」に当たると整理するものと思われるところ、貴区における当該整理は妨げられません。

「国籍」についても上記と同様と考えられます。

一方、条例要配慮個人情報の対象となる個人情報から要配慮個人情報は除かれるところ、「ドメスティック・バイオレンス」に関する情報は要配慮個人情報に該当する場合があります。要配慮個人情報に該当する個人情報を、重ねて条例要配慮個人情報と規定することは許容されません。

なお、要配慮個人情報に当たるか否かについては、主として、法第2条第3項に規定する「犯罪により害を被った事実」に該当するか否かによって判断されると考えられます。

「犯罪により害を被った事実」とは、身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味します。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当し（事務対応ガイド3-2-5 要配慮個人情報（法第2条第3項）をご参照下さい。）刑事事件に関する手続に着手されていないものについては、該当しません。

そのほか、要配慮個人情報の該当性については、当該情報に医師等による診療等が行われたことに係る記述等（政令第2条第3号）が含まれるか否かなど、法及び政令の規定に照らして個別具体的にご判断ください。

なお、条例要配慮個人情報について法施行条例で定めを置いた上で、細目的事項を規則に委任することは可能ですが、規定の要否については貴区においてご判断ください。

資料 6 (別紙 1)

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

平成30年3月6日条例第15号

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第7条)

第2章 基本的施策等(第8条・第9条)

第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(第10条)

第4章 苦情処理(第11条・第12条)

第5章 雑則(第13条)

附則

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境及び民族の違いを越えて私たち人類の目指すべき方向である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。

世田谷区は、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体となって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画及び多文化共生の推進に関し、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策(以下「男女共同参画・多文化共生施策」という。)の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、もって全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分

野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。

(2) 多文化共生 全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。

(3) 性別等 生物学的な性別及び性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）並びに性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。以下同じ。）をいう。

(4) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。

(5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(6) 性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々をいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動を含む。）のことをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

(1) 全ての人々が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。

(2) 全ての人々が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。

(3) 全ての人々が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。

（区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 区は、男女共同参画・多文化共生施策の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体その他関係機関等と連携協力して取り組むものとする。

（区民の責務）

第5条 区民は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、あらゆる分野の活動において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、その事

業活動及び事業所の運営において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。
（性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等）

第7条 何人も、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

- 2 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

第2章 基本的施策等

（基本的施策）

第8条 男女共同参画・多文化共生施策は、次に掲げるものを基本とする。

- （1） 固定的な性別役割分担意識の解消
 - （2） ワーク・ライフ・バランス（個人の仕事と生活の調和を図ることをいう。）に係る取組の推進
 - （3） ドメスティック・バイオレンスの根絶
 - （4） 性別等の違いに応じた心及び身体への健康支援
 - （5） 性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援
 - （6） 外国人、日本国籍を有する外国出身者等（以下「外国人等」という。）への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援
 - （7） 外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援
 - （8） 外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進
 - （9） 外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援
 - （10） 国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる偏見又は不当な差別の解消
- 2 区長は、前項に定める基本的施策を効果的に推進するため、必要な教育又は啓発を積極的に行うものとする。

（行動計画）

第9条 区長は、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、これを公表するものとする。

- 2 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ次条に規定する世田谷区男女共同参画・多

文化共生推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、毎年1回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会)

第10条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 行動計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、区内に住所を有する者その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 苦情処理

(苦情の申立て等)

第11条 区民又は事業者は、男女共同参画・多文化共生施策に関する事項について、区長に対し苦情若しくは意見の申立て又は相談をすることができる。

2 区長は、前項の規定による申立て又は相談(以下「苦情の申立て等」という。)を受けたときは、速やかに調査等を行い、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。この場合において、区長は、必要と認めるときは、次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会)

第12条 苦情の申立て等について、公正かつ適切に処理するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を置く。

2 苦情処理委員会は、前条第2項の規定による区長の諮問に応じ、苦情の申立て等について調査

審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

- 3 苦情処理委員会は、男女共同参画及び多文化共生に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3名以内をもって組織する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 苦情処理委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

資料 6 (別紙 2)

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

平成27年9月25日27世人男女第184号

改正

平成28年4月1日28世人男女第23号

平成30年3月30日29世人男女第214号

平成31年3月28日30世人男女第271号

令和2年3月27日31世人男女第250号

令和2年7月10日2世人男女第55号

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区基本構想の理念に基づくとともに世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号）第8条第1項第5号に規定する支援に係る施策として、同性カップルがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性（自認する性を含みます。）を同じくする2人の者をいいます。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを区長に対して宣誓することをいいます。

(宣誓の要件及び方法)

第3条 パートナーシップの宣誓は、次の要件を満たす同性カップルに限り、行うことができるものとします。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 双方が区内に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。
- (3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。

- (4) 双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) 既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ていること。
- (6) 双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間でないこと。(双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間においては、養子縁組によってその関係になった場合で、かつ、養子縁組する前の関係が直系血族でも三親等内の傍系血族の間でもなかった場合については、双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間でないこととみなします。)

2 パートナーシップの宣誓は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルが区職員の面前において住所、氏名及び日付を当該同性カップルのそれぞれが自ら記載したパートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」といいます。)を、当該区職員に提出することにより行うものとしします。

3 宣誓書の受領は、区長が指定する場所において行うものとしします。

4 区長は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該同性カップルの双方の立会いの下で他の者に代書させることができます。

(宣誓書の写し等の交付)

第4条 区長は、パートナーシップの宣誓をした同性カップルに対し、收受印を表示した宣誓書の写しを交付するものとしします。

2 前項の宣誓書の写しには、当該宣誓書に関するパートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式)を添付するものとしします。

3 前項に掲げるもののほか、希望するカップルには、双方に小型のパートナーシップ宣誓書受領証も添付するものとしします。

(宣誓書の写し等の再交付)

第5条 区長は、前条第1項の同性カップルがパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書(第3号様式)を提出することにより宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方の再交付を希望する旨を申し出たときは、当該同性カップルに対し、宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方を再交付するものとしします。

(宣誓書の保存)

第6条 区長は、宣誓書を10年間保存するものとしします。ただし、第4条第1項の同性カップルの双方が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄します。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、生活文化政策部長が別に定めます。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行します。

附 則(平成28年4月1日28世人男女第23号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行します。

附 則(平成30年3月30日29世人男女第214号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行します。

附 則(平成31年3月28日30世人男女第271号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行します。

附 則(令和2年3月27日31世人男女第250号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行します。

附 則(令和2年7月10日2世人男女第55号)

この要綱は、令和2年7月13日から施行します。

死者の情報に関する開示請求基準（たたき台）

（取扱い基準の方針）

第1条 死者の情報のうち、開示請求者自身の個人情報でもあると認められるもの及び社会通念上開示請求者自身の個人情報とみなすことができるほど開示請求者と密接な関係があるものに限定して、開示請求の対象として認める扱いとする。

（定義）

第2条 この基準において「死者の情報」とは、死者に関する情報であって、個人情報の保護に関する法律（平成14年法律第57号）第2条各号のいずれかに該当するものをいう。

（開示請求を認めることができる類型）

第3条 開示請求者自身の個人情報でもあると認められる情報

- （1）開示請求者が死者である被相続人から相続した財産その他の権利義務に関する情報
 - （2）近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により開示請求者が取得した権利義務に関する情報
- 2 社会通念上、開示請求者自身の個人情報とみなせるほど開示請求者と密接な関係がある情報

（請求要件の確認方法）

第4条 前条の類型に即し、請求要件をそれぞれ以下のいずれかの書類により確認した上で請求を受付する。

2 開示請求者自身の個人情報でもあると認められる情報

- （1）開示請求者が死者である被相続人から相続した財産その他の権利義務に関する情報

死者の財産等が開示請求者に帰属していること及び死者がその他の権利義務を取得していたことの確認

- ・不動産登記簿又は契約書など当該財産が開示請求者又は被相続人に帰属することを証明する書類、遺産分割協議書、その他開示請求者が相続した財産等であることを証明する書類
- ・示談書、和解書、その他死者がその他の権利義務を取得していたことを証明する書類

開示請求者が相続人であることの確認

- ・被相続人である死者及び開示請求者の戸籍謄本、その他開示請求者が相続人であることを証明する書類

請求内容が当該相続財産等に係るものであることの確認

- ・請求内容が当該相続財産等に係るものであることを示す書類

(2) 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により開示請求者が取得した権利義務に関する情報

開示請求者が、死者の死に起因して、相続以外の原因により権利義務を取得したことの確認

- ・示談書、和解書、裁判所の確定判決書、その他開示請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類

請求内容が当該権利義務に係るものであることの確認

- ・請求内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類

3 社会通念上、開示請求者自身の個人情報とみなせるほど開示請求者と密接な関係がある情報

(1) 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

死亡した未成年の子の親権者であったことの確認

- ・戸籍謄本、その他死亡した未成年の子の親権者であったことを証明する書類

資料 7 (参考 : 現行基準)

「死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準」

(世田谷区個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求に係る運用基準)

(1) 取扱い基準の方針

死者の個人情報のうち、請求者自身の個人情報でもありと認められるもの及び社会通念上請求者自身の個人情報とみなすことができるほど請求者と密接な関係があるものに限定して、条例に基づく開示請求の対象として認める扱いとする。

(2) 開示請求を認めることができる類型

ア 請求者自身の個人情報でもありと認められる情報

(ア) 請求者が死者である被相続人から相続した財産その他の権利義務に関する情報

事例： 相続した土地について、被相続人である死者が生前に区と取り交わした境界確定書、賃貸借契約書等の情報
 不法行為に基づく損害賠償請求権等を相続した者が、それに関連する区で保有する記録を求める場合

(イ) 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報

事例： 事故等によって死亡した者に関して作成された報告等の情報を近親者が求める場合

イ 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報

死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

事例： 未成年の子が学校事故によって死亡した場合、事故に関して作成された報告等の情報

(3) 請求要件の確認方法

上記 (2) の類型に即し、請求要件をそれぞれ以下のいずれかの書類により確認した上で請求を受付する。

ア 請求者自身の個人情報でもありと認められる情報

(ア) 請求者が死者である被相続人から相続した財産その他の権利義務に関する情報

(請求者の範囲：死者である被相続人から財産等を相続した者)

- a 死者の財産等が請求者に帰属していること及び死者がその他の権利義務を取得していたことの確認
 - ・不動産登記簿・契約書など当該財産が請求者又は被相続人に帰属することを証明する書類、遺産分割協議書、その他請求者が相続した財産等であることを証明する書類
 - ・示談書、和解書、その他死者がその他の権利義務を取得していたことを証明する書類
- b 請求者が相続人であることの確認
 - ・被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本、その他請求者が相続人であることを証明する書類
- c 請求内容が当該相続財産等に係るものであることの確認
 - ・請求内容が当該相続財産等に係るものであることを示す書類

(イ) 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報

(請求者の範囲：当該権利義務を取得した者)

- a 請求者が、死者の死に起因して、相続以外の原因により権利義務を取得したことの確認
 - ・示談書、和解書、裁判所の確定判決書、その他請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類
- b 請求内容が当該権利義務に係るものであることの確認
 - ・請求内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類

イ 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報

死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

(請求者の範囲：死亡した未成年の子の親権者であった者)

- 死亡した未成年の子の親権者であったことの確認
 - ・戸籍謄本、その他死亡した未成年の子の親権者であったことを証明する書類

| |
|------|
| 資料 8 |
|------|

改正法の安全管理措置に関する基準関係

【事務対応ガイド（令和4年4月）の抜粋】

4-8 （別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

4-8-1 指針の意義

この指針は、法第66条第1項の規定等を踏まえ、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示すものである。各行政機関等においては、この指針を参考として、個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

4-8-2 管理体制

【総括保護管理者】

- (1) 各行政機関等に、総括保護管理者を一人置くこととし、組織を通じて保有個人情報の管理の任に当たる者として適当と判断される者（官房長、総務担当役員等）をもって充てる。

総括保護管理者は、行政機関の長等を補佐し、各行政機関等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

なお、各府省に設置される公文書監理官が個人情報の保護に関する事務を担当する場合には、公文書監理官は、総括保護管理者を助け、各府省における保有個人情報の管理の実質責任者としての任に当たる。

【保護管理者】

- (2) 保有個人情報を取り扱う各課室等に、保護管理者を一人置くこととし、当該課室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

保護管理者は、各課室等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる（注）。

（注）例えば、4-8-6（情報システムにおける安全の確保等）、4-8-7（情報システム室等の安全管理）、4-8-11（安全管理上の問題への対応）（2）、4-8-12（監査及び点検の実施）（2）及び（3）その他保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、情報システムの管理者と連携して、それぞれの措置を講ずる。

【保護担当者】

（3） 保有個人情報を取り扱う各課室等に、当該課室等の保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。

保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

【監査責任者】

（4） 各行政機関等に、監査責任者を一人置くこととし、内部監査等を担当する部局の長、幹事等をもって充てる。

監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

【保有個人情報の適切な管理のための委員会】

（5） 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期的に又は随時に開催する。

なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることが望ましい。

4-8-3 教育研修

（1） 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者（注）を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- (注) 派遣労働者についても、従事者の義務（法第 67 条）が適用されるところであり、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についての労働者派遣契約は、保有個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとする必要がある。
- (2) 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- (3) 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。
- (4) 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

4-8-4 職員の責務

職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

4-8-5 保有個人情報の取扱い

【アクセス制限】

- (1) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（注）に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

(注) 特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。

- (2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

- (3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

【複製等の制限】

- (4) 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。

保有個人情報の複製

保有個人情報の送信

保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

【誤りの訂正等】

- (5) 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

【媒体の管理等】

- (6) 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

【誤送付等の防止】

- (7) 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体(注)の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

(注) 文書の内容だけでなく、付加情報 (PDF ファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等) に個人情報が含まれていることがあることに注意する。

【廃棄等】

(8) 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体 (端末及びサーバに内蔵されているものを含む。) が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合 (二以上の段階にわたる委託を含む。) には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

【保有個人情報の取扱状況の記録】

(9) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

【外的環境の把握】

(10) 保有個人情報が、外国 () において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

() 近年、行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合があります。こうした場合にはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。

4-8-6 情報システムにおける安全の確保等

【アクセス制御】

(1) 保護管理者は、保有個人情報 (情報システムで取り扱うものに限る。以下 4-8-6 (情報システムにおける安全の確保等) ((16) を除く。) におい

て同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる(注)。

(注) アクセス制御の措置内容は、4-8-5(保有個人情報の取扱い)(1)により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものである必要がある。

(2) 保護管理者は、上記(1)の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

【アクセス記録】

(3) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

(4) 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

【アクセス状況の監視】

(5) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

【管理者権限の設定】

(6) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

【外部からの不正アクセスの防止】

- (7) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

【不正プログラムによる漏えい等の防止】

- (8) 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

【情報システムにおける保有個人情報の処理】

- (9) 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

【暗号化】

- (10) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員（注）は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

（注）職員が行う暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。

【記録機能を有する機器・媒体の接続制限】

- (11) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

【端末の限定】

- (12) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

【端末の盗難防止等】

- (13) 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。
- (14) 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではいない。

【第三者の閲覧防止】

- (15) 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

【入力情報の照合等】

- (16) 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

【バックアップ】

- (17) 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

【情報システム設計書等の管理】

- (18) 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

4-8-7 情報システム室等の安全管理**【入退管理】**

- (1) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- (2) 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- (3) 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

【情報システム室等の管理】

- (4) 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずる。
- (5) 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

4-8-8 保有個人情報の提供

【保有個人情報の提供】

- (1) 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。
- (2) 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- (3) 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第 70 条の規定に基づき、上記（1）及び（2）に規定する措置を講ずる。

4-8-9 個人情報の取扱いの委託

【業務の委託等】

- (1) 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託（注1）する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置（注2）を講ずる。また、契約書に、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。4-8-9（個人情報の取扱いの委託）（1）及び（4）において同じ。）（ ）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

- () 委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。

個人情報の複製等の制限に関する事項

個人情報の安全管理措置に関する事項

個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項（注3）

契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

（注1）「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、行政機関等が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。

（注2）例えば、4-8-10（サイバーセキュリティの確保）に記載したサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に、委託先によるア

クセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備すること等が挙げられる。

(注3) 準拠法や裁判管轄について日本国内法令とすべきかについてもあらかじめ検討する必要がある。

- (2) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- (3) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
- (4) 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記(1)の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが上記(3)の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- (5) 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

【その他】

- (6) 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

4-8-10 サイバーセキュリティの確保

【サイバーセキュリティに関する対策の基準等】

- (1) 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号に掲げられ

たサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

4-8-11 安全管理上の問題への対応

【事案の報告及び再発防止措置】

- (1) 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する(注)。

(注) 職員は、当該事案の発生(事案発生のおそれを含む。)を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前にまず保護管理者に報告する。

- (2) 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。
- (3) 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- (4) 総括保護管理者は、上記(3)による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を行政機関の長等(独立行政法人等にあつては法人の長、地方独立行政法人にあつては理事長)に速やかに報告する。
- (5) 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。

【法に基づく報告及び通知】

- (6) 漏えい等が生じた場合であつて法第 68 条第 1 項の規定による委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知を要する場合には、上記

(1)から(5)までと並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力する。

【公表等】

- (7) 法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。

国民の不安を招きかねない事案(例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等)については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。

4-8-12 監査及び点検の実施

【監査】

- (1) 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、4-8-2(管理体制)から4-8-11(安全管理上の問題への対応)までに記載する措置の状況を含む当該行政機関等における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)(注)を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(注)保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、実地監査を含めた重点的な監査として行うものとする。

【点検】

- (2) 保護管理者は、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

【評価及び見直し】

- (3) 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。